

○総務省告示第百四十八号

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）別表第一号二の規定に基づき、平成十六年総務省告示第九十九号（端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十八日

総務大臣 新藤 義孝

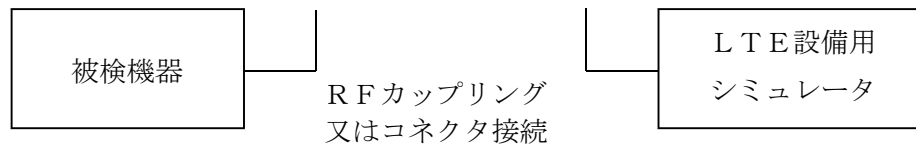
別表第七号第一項及び第二項を次のように改める。

一 基本的機能

1 回線制御

(一) 発信する機能

- (1) 測定用機器は、LTE設備（無線設備規則第四十九条の六の九に規定する方式の無線設備をいう。以下同じ。）用シミュレータ（プロトコルアナライズ機能を含む。以下同じ。）とする。
- (2) 測定回路ブロック図は、次のとおりとする。

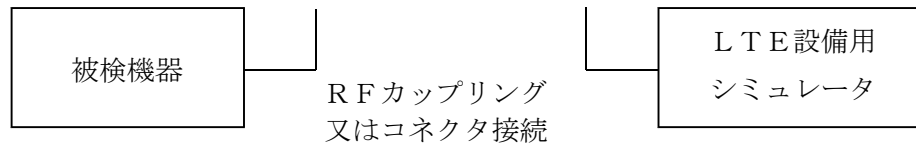


(3) 測定手順は、次のとおりとする。

- ア 被検機器からLTE設備用シミュレータに対して、発信動作を行う。
- イ LTE設備用シミュレータと被検機器との間で、通信ができることを確認する。
- ウ 被検機器から送出される発信を要求する信号を確認する。

(二) 応答する機能

- (1) 測定用機器は、LTE設備用シミュレータとする。
- (2) 測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



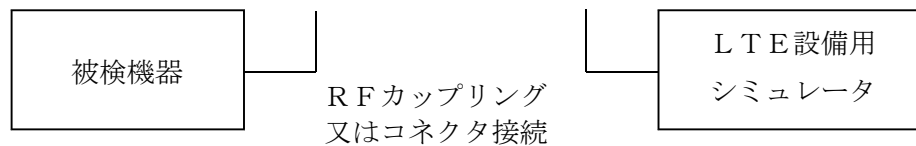
(3) 測定手順は、次のとおりとする。

- ア LTE設備用シミュレータから被検機器に対して、発信動作を行う。

- イ 被検機器への着信を確認してから、応答動作を行う。
- ウ LTE設備用シミュレータと被検機器との間で、通信ができることを確認する。
- エ 被検機器から送出される応答を確認する信号を確認する。

(三) 通信を終了する機能

- (1) 測定用機器は、LTE設備用シミュレータとする。
- (2) 測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



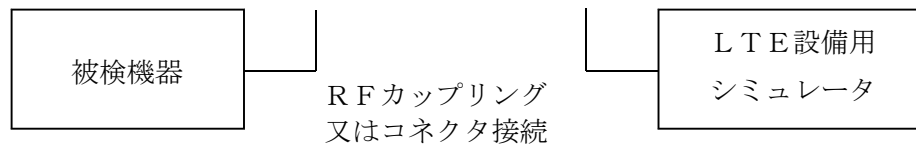
(3) 測定手順は、次のとおりとする。

- ア 通信中に被検機器から、切断動作を行う。
- イ 被検機器から送出されるチャンネルを切断する信号を確認する。
- ウ LTE設備用シミュレータと被検機器との間を通信中にする。
- エ 通信中にLTE設備用シミュレータから、切断動作を行う。
- オ 被検機器から送出されるチャンネルを切断する信号を確認する。

2 呼制御

(一) 発信する機能

- (1) 測定用機器は、LTE設備用シミュレータとする。
- (2) 測定回路ブロック図は、次のとおりとする。

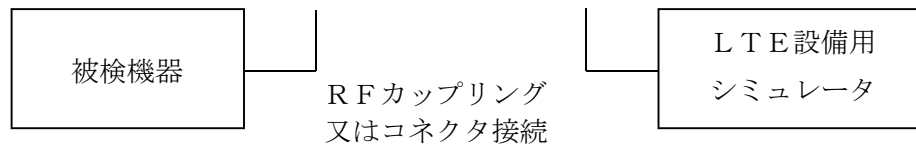


- (3) 測定手順は、次のとおりとする。

- ア 被検機器からLTE設備用シミュレータに対して、発信動作を行う。
- イ LTE設備用シミュレータと被検機器との間で、通信ができることを確認する。
- ウ 被検機器から送出される呼の設定を行うためのメッセージを確認する。

(二) 応答する機能

- (1) 測定用機器は、LTE設備用シミュレータとする。
- (2) 測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



(3) 測定手順は、次のとおりとする。

ア LTE設備用シミュレータから被検機器に対して、発信動作を行う。

イ 被検機器への着信を確認してから、応答動作を行う。

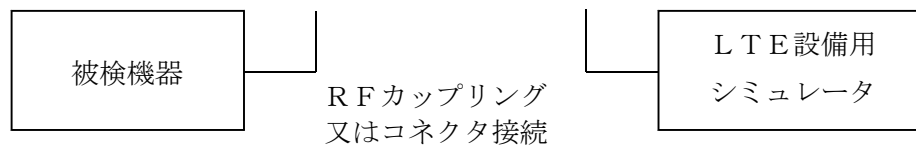
ウ LTE設備用シミュレータと被検機器との間で、通信ができることを確認する。

エ 被検機器から送出される呼の設定を行うためのメッセージに対応するためのメッセージを確認する。

(三) 通信を終了する機能

(1) 測定用機器は、LTE設備用シミュレータとする。

(2) 測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



(3) 測定手順は、次のとおりとする。

ア 被検機器から呼切断する場合

(ア) 通信中に被検機器から、呼切断動作を行う。

(イ) 被検機器から送出される通信終了メッセージを確認する。

イ LTE設備用シミュレータから呼切断する場合

(ア) LTE設備用シミュレータと被検機器との間を通信中にする。

(イ) 通信中にLTE設備用シミュレータから、呼切断動作を行う。

(ウ) 被検機器から送出される通信終了メッセージを確認する。

ウ LTE設備用シミュレータの応答前に被検機器から呼切断する場合

(ア) 被検機器からLTE設備用シミュレータに呼設定動作を行う。

(イ) LTE設備用シミュレータが応答する前に呼設定動作を取り消す。

(ウ) 被検機器から送出される通信終了メッセージを確認する。

二 発信の機能

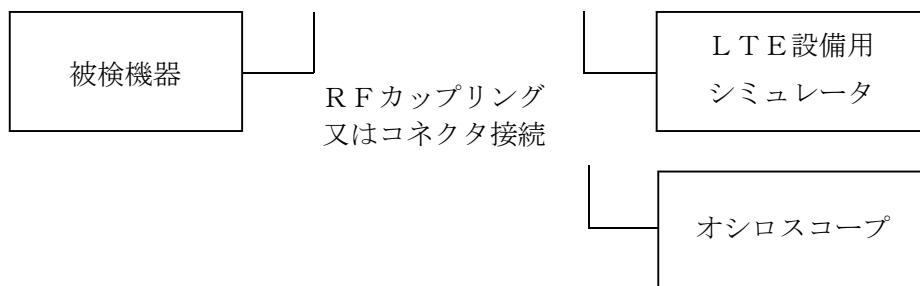
1 発信時の制限機能

(一) 測定用機器は、次のとおりとする。

(1) LTE設備用シミュレータ

(2) オシロスコープ

(二) 測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



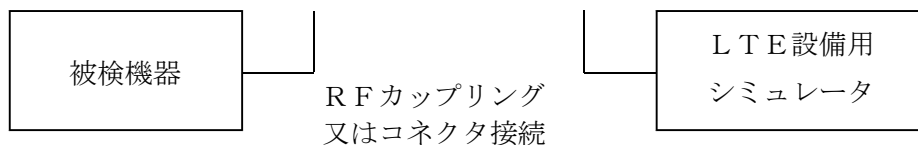
(三) 測定手順は、次のとおりとする。

- (1) 被検機器から発信動作を行い、LTE設備用シミュレータからは応答メッセージを送出しないでおく。
- (2) 被検機器からメッセージが送出されることを確認する。
- (3) 選択信号の送出の終了から送信を停止するまでの時間又は発信操作から電波が停止するまでの時間が端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）に規定されている時間内であることを確認する。

2 自動発信時の時間制限機能

(一) 測定用機器は、LTE設備用シミュレータとする。

(二) 測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



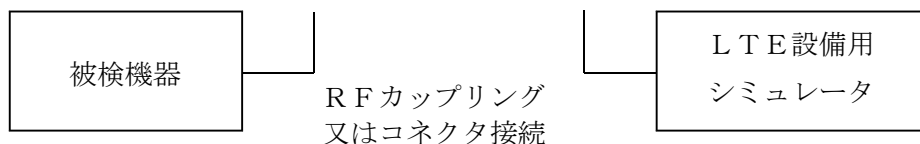
(三) 測定手順は、次のとおりとする。

- (1) 相手通話時及び相手不応答時のそれぞれの状態で測定を行う。相手通話時及び相手不応答時の動作の制御方式及びタイマー値が同一の場合は、相手通話時又は相手不応答時のどちらか一方の状態で測定を行う。
- (2) 被検機器から通話中状態のLTE設備用シミュレータに対して呼設定動作を行う。
- (3) 被検機器から通信終了メッセージが送出されることを確認する。
- (4) 呼の設定を行うためのメッセージの送出の終了から通信終了メッセージまでの時間が端末設備等規則に規定されている時間内であることを確認する。
- (5) LTE設備用シミュレータは呼設定に応答しない設定とし、被検機器からLTE設備用シミュレータに対して呼設定動作を行う。
- (6) 被検機器から通信終了メッセージが送出されることを確認する。

(7) 呼の設定を行うためのメッセージの送付の終了から通信終了メッセージまでの時間が規定時間内であることを確認する。

3 自動再発信の制限

- (一) 測定用機器は、LTE設備用シミュレータとする。
- (二) 測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



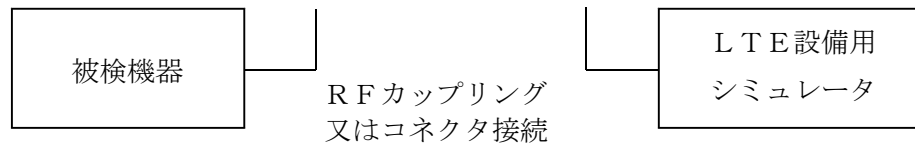
- (三) 測定手順は、次のとおりとする。
 - (1) 相手通話時及び相手不応答時のそれぞれの状態で測定を行う。相手通話時及び相手不応答時の動作の制御方式及びタイマー値が同一の場合は、相手通話時又は相手不応答時のどちらか一方の状態で測定を行う。
 - (2) 被検機器から通話中状態のLTE設備用シミュレータに対して呼設定動作を行う。
 - (3) 最初の発信から3分間経過するまでの自動再発信の回数を確認する。
 - (4) LTE設備用シミュレータは呼設定に応答しない設定とし、被検機器からLTE設備用

シミュレータに対して呼設定動作を行う。

(5) 最初の発信から3分間経過するまでの自動再発信の回数を確認する。

別表第七号第三項及び第四項を削り、同表第五項第三号(四)中「オシロスコープ」の次に「又はLTE設備用シミュレータ」を加え、同項を同表第三項とし、同表第六項第三号(六)中「繰り返すことを」の次に「オシロスコープ又はLTE設備用シミュレータにより」を加え、同項を同表第四項とし、同表第七項第三号(七)中「行っていることを」の次に「オシロスコープ又はLTE設備用シミュレータにより」を加え、同項を同表第五項とし、同表第八項を同表第六項とし、同表第九項から第十二項までを二項ずつ繰り上げ、同表第十三項第一号及び第二号を次のように改め、同項を同表第十一項とする。

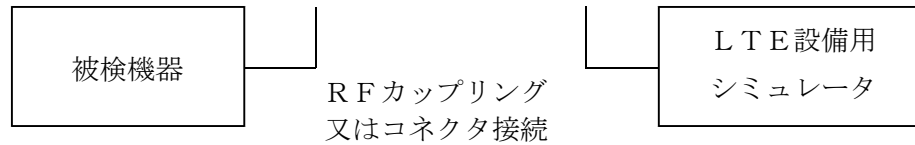
- 1 測定用機器は、LTE設備用シミュレータとする。
- 2 測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



別表第七号に次の1項を加える。

十二 緊急通報機能

- 1 測定用機器は、LTE設備用シミュレータとする。
- 2 測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



- 3 測定手順は、次のとおりとする。
 - (一) 被検機器から電気通信番号規則第11条各号に規定する電気通信番号に対応した呼の設定を行うためのメッセージを発信する。
 - (二) 呼の設定を行うためのメッセージに含まれる電気通信番号等が正しく送出されていることをLTE設備用シミュレータにより確認する。